

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第27号 宇治市財務規則及び宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則……………(契約課) …2
- 規則第28号 宇治市職員共済組合条例施行規則の一部を改正する規則……………(職員厚生課) …2
- 規則第29号 宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則……………(人事課) …2
- 規則第30号 宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …3
- 規則第31号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) …3

### 告 示

- 告示第100号 指定居宅介護支援事業所の事業の指定……………(介護保険課) …3

### 公 営 企 業

- 規程第6号 宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程……………3
- 規程第7号 宇治市上下水道事業会計規程及び宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の一部を改正する規程……………4

規則

宇治市財務規則及び宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第27号

宇治市財務規則及び宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

（宇治市財務規則の一部改正）

第1条 宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第75条第2項中「（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する測量を除く。）をいう。以下」を「をいう。第115条の2第3項において」に改める。

第115条の2第3項中「に係る」を「（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する測量を除く。以下同じ。）に係る」に改める。

（宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部改正）

第2条 宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 市長は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第1項に規定する公共工事のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、当該公共工事の請負者に対して前払金を支払うことができる。

- (1) 土木建築に関する工事（次号に掲げるものを除く。）であつて、予定価格が1件1,300,000円以上のもの 請負代金の額に100分の40を乗じて得た額の範囲内
(2) 土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する測量であつて、予定価格が1件1,000,000円以上のもの 請負代金の額に100分の30を乗じて得た額の範囲内

第2条中第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「、前2項」を「、前項（第1号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

第3条の見出し及び同条第1項前段中「工事」を「公共工事」に改め、同項後段中「同条第2項」を「同条第1項」に、「前払金の額は、請負代金の額」とあるのは「年度ごとの前払金の額は、請負代金の額のうちその年度に予定する工事に対応する金額」を「請負代金の額」とあるのは「請負代金の額のうちその年度に予定する公共工事に対応する金額」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。（宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正後の宇治市公共工事の前払金に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市職員共済組合条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第28号

宇治市職員共済組合条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市職員共済組合条例施行規則（平成29年宇治市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項、第28条の5第1項」に改める。

附則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第29号

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則

宇治市職員休暇規則（昭和26年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第18条中「産後8週間」を「産後1年」に改める。

別記様式第1号中「@」及び「、宇治市職員休暇規則第30条第1項の規定により」を削り、

「 性別 職員との続柄 」を「 職員との続柄 」に改める。

Table with 2 columns: 性別, 職員との続柄

別記様式第3号中「@」及び「、宇治市職員休暇規則第30条第3項（第5項において準用する第3項）又は第4項の規定により」を削り、「 性別 職員との続柄 」を「 職員との続柄 」に

Table with 2 columns: 性別, 職員との続柄

改める。

別記様式第5号中「@」及び「、宇治市職員休暇規則第30条第8項の規定により」を削る。

別記様式第6号中「@」及び「、宇治市職員休暇規則第32条第1項の規定により」を削り、

「 性別 職員との続柄 」を「 職員との続柄 」に改める。

Table with 2 columns: 性別, 職員との続柄

別記様式第8号中「@」及び「、宇治市職員休暇規則第32条第3項の規定により」を削り、

「 性別 職員との続柄 」を「 職員との続柄 」に改める。

Table with 2 columns: 性別, 職員との続柄

別記様式第10号中「@」及び「、宇治市職員休暇規則第32条第5項において読み替えて準用する第30条第9項の規定により」を削る。

附則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部

を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第30号

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第8号中「産後8週間」を「産後1年」に改める。

附則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第31号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「」を「」に

7,410円	7,643円
8,140円	8,273円
8,140円	8,273円
7,760円	7,958円
7,430円	7,665円
7,430円	7,665円
9,690円	9,803円
8,940円	9,053円
15,410円	15,523円
19,410円	19,530円
8,590円	8,700円

8,590円
8,140円
8,190円
7,810円
7,430円
7,430円
7,430円
6,940円
988円
1,013円
1,035円
991円
1,121円
1,065円
991円
1,192円
1,145円
1,145円
1,316円
991円
1,092円
1,145円
1,145円
1,145円

8,700円
8,273円
8,318円
7,995円
7,665円
7,665円
7,665円
7,154円
1,019円
1,042円
1,061円
1,022円
1,136円
1,087円
1,022円
1,207円
1,160円
1,160円
1,331円
1,022円
1,109円
1,160円
1,160円
1,160円

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る給料に相当する報酬について適用し、同日前の勤務に係る給料に相当する報酬については、なお従前の例による。

(揭示済)

告示

宇治市告示第100号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

令和4年10月14日

宇治市長 松村 淳子

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
2671201404	社会福祉法人 あじろぎ会 宇治病院ケアプラザセンター大久保	社会福祉法人 あじろぎ会	令和4年10月1日	居宅介護支援
	京都府宇治市広野町茶屋裏9-9			

公営企業

宇治市上下水道事業管理規程第6号

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程（令和2年宇治市上下水道事業管理規程第4号）の一部を

次のように改正する。

別表第2中「」を「」に改め

7, 410円	7, 643円
1, 085円	1, 103円

る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る給料に相当する報酬について適用し、同日前の勤務に係る給料に相当する報酬については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市上下水道事業管理規程第7号

宇治市上下水道事業会計規程及び宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道事業会計規程及び宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の一部を改正する規程

（宇治市上下水道事業会計規程の一部改正）

第1条 宇治市上下水道事業会計規程（昭和43年宇治市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号中「工事」を「公共工事」に改める。

（宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の一部改正）

第2条 宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第1項に規定する公共工事のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、当該公共工事の請負者に対して前金払をすることができる。

- (1) 土木建築に関する工事（次号に掲げるものを除く。）であつて、予定価格が1件1,300,000円以上のもの 請負代金の額に100分の40を乗じて得た額の範囲内
- (2) 土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する測量であつて、予定価格が1件1,000,000円以上のもの 請負代金の額に100分の30を乗じて得た額の範囲内

第2条中第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「、前2項」を「、前項（第1号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

第3条の見出し及び同条第1項前段中「工事」を「公共工事」に改め、同項後段中「同条第2項」を「同条第1項」に、「前払金の額は、請負代金の額」とあるのは「年度ごとの前払金の額は、請負代金の額のうちその年度に予定する工事に対応する金額」を「請負代金の額」とあるのは「請負代金の額のうちその年度に予定する公共工事に対応する金額」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

（宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正後の宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約については、なお従前の例による。

（揭示済）